



↑左から飯島滋明さん、笹本潤さん、清末愛紗さん、大熊政一さん、新倉修さん。(7月21日、都内)。

◆「共謀罪」成立で日本国際法律家協会が会見

国連特別報告者の無視 許されぬ

日本国際法律家協会（JALISA）の大熊政一会長（弁護士）と4人のJALISA理事は7月21日、都内の同協会事務所で「共謀罪」法案の成立に関する記者会見を開き、同協会が加盟する国際民主法律家協会（IADL）ジュネーブ代表が6月16日に国連人権理事会の全体会で公表した同法案成立に抗議する声明を紹介した。

IADL声明は、安倍首相がケナタツチ国連ブライパシー権特別報告者の懸念表明に対して「極端にパラスを欠いている」などと公然と非難、無視したことについて、「このような攻撃的な言動は、国連特別報告者制度に対する日本政府の重大な侮辱である。特に日本は、他の全ての国連加盟国の人権尊重を推進すべき人権理事会の理事国の一つ

なのであるから、許されるべきものではない」と厳しく批判。日本の国会に共謀罪法の廃止を、人権理事会には日本政府に対して特別報告者の権限と権威を尊重するよう呼びかけることを要望するもの。

会見で笹本潤さん（弁護士）は、日本政府が同14日に人権理事会で、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の人権状況に関する特別報告者に協力しない北朝鮮の態度を非難したことについて「共謀罪については特別報告者を拒否しながら、北朝鮮の人権状況に対しては徹底した批判を加えるという姿勢は完全に二枚舌」と批判。「人権侵害をなくすよう要求するならば、自国の人権侵害にも向き合えない限り、他国にモノを言えない国になる」と指摘した。

新倉修さん（青山学院大名誉教授）は、政府がテロ対策を目的としていない国連組織犯罪防止条約の批准を「テロ等準備罪」と言い替えた共謀罪導入の理由としたことについて「国民をだまし、オレオレ詐欺みたいなことをやってみんなの口をふさごうとするのを許してはならない」とあらためて強調。また、人権理事会のルールは全ての国連加盟国に対して特別報告者への協力を義務付けていると指摘した（人権理事会は特別報告者の行動準則採択にあたり、全加盟国に対し、特別報告者への協力・援助

および情報提供、連絡に対する遅滞なき対応を促す決議を上げている）。

清末愛紗さん（室蘭工業大准教授）は、共謀罪発祥の地である英国における共謀罪と「対テロ法」との関係について報告。2006年対テロ法が、自らが行なうテロ行為の準備および他の者によるテロ行為の遂行を助成（ほうじょ）する目的でその準備をする行為などを犯罪化していることを説明し、「テロ関連事件の起訴事案で最も多用されて

いるのがテロ準備罪であること、それが日本の『テロ等準備罪』と酷似していることに注目すべきだ」と指摘し、「共謀罪と対テロ法がセット運用になったときに民衆に対する弾圧威力がより高まることを知らなければならぬ」と警鐘を打ち鳴らした。

飯島滋明さん（名古屋学院大教授）は憲法と共謀罪に関して問題提起。刑法法に定主義に反する共謀罪捜査・処罰は憲法31条（適正手続きの保障）に抵触する恐れがあるだけでなく、盗聴捜査の導入で19条（思想および良心の自由）、21条2項（通信の秘密）を侵害する危険性があると指摘した。関連して出席者からは、公務員による公権力の違法な行使に対して国などに賠償を求めることができる要件である「公務員の故意または重過失のあるとき」の立証が、犯罪実行の合意と準備を対象とする共謀罪捜査については性質上難しくなると思われることについても強い懸念が示された。